

文科省、『選抜実施要項』の「基本方針」等に 中教審『入試改革』答申の趣旨等を明記！

“3つのポリシー”を踏まえた多面的・総合的評価／“学力の3要素”の適切な把握／求める学生像や学力評価方法の明確化など提示！

旺文社 教育情報センター 27年6月

文科省は先の中教審答申『高大接続・入試改革』の提言を踏まえ、大学入試実施のガイドラインである28年度『大学入学者選抜実施要項』に、まずは実施可能な基本的な提言などを「基本方針」等に盛り込み、各大学の入試改革・改善への取組を促進している。

特に、各大学にはディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの“3つのポリシー”を踏まえた多面的・総合的評価と“学力の3要素”の適切な把握とともに、求める学生像や学力評価方法の明示などを求めている。

ここでは、改めて中教審『高大接続・入試改革』答申の大学入試に係る概要と28年度『大学入学者選抜実施要項』の主な変更点等についてまとめた。

<中教審『高大接続・入試改革』答申>

中教審は26年12月、高校教育、大学教育及びそれらを接続する大学入学者選抜(以下、入試)の抜本的な改革を『新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について』(以下、『高大接続・入試改革』答申)として答申した。

○ 高校・大学教育を通じて育む「生きる力」の評価

『高大接続・入試改革』答申は、高校教育と大学教育を通じて育むべき「生きる力」について、それぞれの発達段階(各学校段階)で質的に変化していくものであるとしている。

「生きる力」を構成する「豊かな人間性」は国家及び社会の責任ある形成者として必要な教養と行動規範／「健康・体力」は自己管理能力や肉体的・精神的能力の鍛錬／「確かな学力」はそれを支える「学力の3要素」を高校教育と大学教育それぞれにおいて、社会で自立して活動していくために必要な“力”であると意味付けている。特に「学力の3要素」については、高校教育、大学教育それぞれの観点から、次のように捉え直している。

○ 高校・大学教育と「学力の3要素」

- 高校教育：①これからの時代に社会で生きていくために必要な、「主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度＝主体性・多様性・協働性」を養うこと／②その基盤となる「知識・技能」を活用して、自ら課題を発見しその解決に向けて探究し、成果等を表現するために必要な「思考力・判断力・表現力等の能力」を育むこと／③「思考力・判断力・表現力等の能力」の基礎となる「知識・技能」を習得すること。
- 大学教育：高校教育で培った上記のような「学力の3要素」を更に発展・向上させるとともに、これらを「総合した学力」として鍛錬すること。

○「入試改革」提言

『高大接続・入試改革』答申は、大学入試の主な改革提言として、次のような事項を挙げている。

① 新たな共通テストである「高等学校基礎学力テスト(仮称)」(「基礎学力テスト」: 学習成果の把握、指導改善等に活用。31年度から導入)と「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」(「学力評価テスト」: 32年度から大学入試に導入)の創設、「合教科・科目型」「総合型」出題など／② センター試験廃止／③ 「一般入試」「推薦入試」「AO入試」の区分を廃止／④ 「思考力・判断力・表現力」等の多面的・総合的な評価を重視した個別選抜の確立／⑤ 選抜の「公平性」に対する意識改革など。

○ 入試改革の具体策

『高大接続・入試改革』答申は、高大接続・入試改革の実現に向けた国(文科省)や大学の取組について、次のような検討事項の骨子を提示している。

国は、次のような各大学における大学入試の取組事項について、どのような手段(法令改正、『選抜実施要項』の見直し、取組の評価、支援策)によってそれらの取組を促進するかを明らかにする。

そのうえで、国には、各大学の具体的な取組を推進していくことを求めている。

【各大学の取組事項】

- アドミッション・ポリシーの明確化。
- 個別選抜の改革(「学力の3要素」を踏まえた学力評価の実施、多面的な評価の推進等)。
- 「学力評価テスト」の活用。
- 高校の学習成果の適切な評価。
- 特定分野に卓越した能力を有する者や多様な背景を持った学生に対する適切な評価。
- 入学者の追跡調査等による、選抜方法の妥当性・信頼性の検証。
- 評価方法の工夫改善、評価に関する専門的人材の育成・活用。
- アドミッション・オフィスの強化をはじめとする入学者選抜実施体制の整備。

【国による法令改正：アドミッション・ポリシー等の策定】

個別選抜の改革を推進するためには、各大学の入試の設計図であるアドミッション・ポリシーの充実が不可欠であり、国に対し、各大学のアドミッション・ポリシーの策定について法令上位置付けるよう検討することを求めている。

その際、各大学は「アドミッション・ポリシー」(入学者受入方針)と合わせて、「ディプロマ・ポリシー」(学位授与の方針)、「カリキュラム・ポリシー」(教育課程編成・実施の方針)を策定することが必要であることから、これらの一体的な策定を法令上位置付けるよう検討することとしている。また、法令で規定されている各大学の「認証評価」の項目に「入学者選抜」(入試)を明記することを検討するよう求めている。

【国による『選抜実施要項』の見直し等】

国(文科省)は、次のような事項を大学入試の共通ルールとして『選抜実施要項』に盛り込むことを検討し、“可能なもの”から見直しの方向性を取りまとめ、『選抜実施要項』に段階的に反映させるよう求められている。

- 各大学のアドミッション・ポリシーに求められる観点。
- アドミッション・ポリシーに基づいた個別選抜の具体的な方法や、選抜時の評価に活用する資料の種類等の受検者への明示。
- 個別選抜の実施時期。
- 「学力評価テスト」の積極的な活用と、応募条件として求める成績の具体的な提示。
- 高校生活への影響にも十分配慮した、「基礎学力テスト」の活用。
- 個別選抜における、「学力の3要素」を十分踏まえた学力評価。
- 特定分野に卓越した能力を有する者の選抜や、年齢、性別、国籍、文化、障害の有無、地域の違い、家庭環境等にかかわらず多様な背景を持った学生の受け入れ。
- 入学者の追跡調査等による、選抜方法の妥当性・信頼性の検証。

28年度『選抜実施要項』の主な変更点

○「基本方針」を中心に『答申』趣旨を反映

28年度の『選抜実施要項』は、前述した各大学の入試実施上の取組事項や上記のような見直し事項を踏まえ、「基本方針」を中心に『高大接続・入試改革』答申の趣旨や28年度入試において“実施可能”な事項が盛り込まれている。また、英語のコミュニケーション能力の評価に「資格・検定試験」の活用促進(文科省通知)／国立大入試及び公立大入試についての記載整理(詳細は国大協、公大協の各「実施要領」や「実施細目」に委ねる)／大学のグローバル化の進展に即して制度化された「国際連携教育課程制度」(ジョイント・ディグリー制度)に伴う「国際連携学科の入学選抜」の新規掲載などの変更もみられる。

28年度『選抜実施要項』の主な変更点は次のとおり。(主な変更箇所には当方で太字、下線を付記)

27年度	28年度
<p>第1 基本方針</p> <p>各大学(短期大学を含む。以下同じ。)は、入学者の選抜を行うに当たり、入学志願者の大学教育を受けるにふさわしい能力・意欲・適性等を多面的・総合的に判定し、公正かつ妥当な方法で実施するとともに、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)の教育を乱すことのないよう配慮する。</p> <p>能力・意欲・適性等の判定に当たっては、高等学校段階で育成される学力の重要な要素(基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学習意欲)を適切に把握するよう十分留意する。なお、高等学校の学科ごとの特性にも配慮する。</p> <p>また、各大学は、当該大学・学部等の教育理念、教育内容等に応じた入学受入方針(アドミッション・ポリシー)を明確にするとともに、これに基づき、入学後の教育との関連を十分に踏まえた上で、入試方法の多様化、評価尺度の多元化に努める。</p>	<p>第1 基本方針</p> <p><u>大学入学選抜は、各大学(短期大学を含む。以下同じ。)が、それぞれの教育理念に基づき、生徒が高等学校段階までに身に付けた力を、大学において発展・向上させ、社会へ送り出すという大学教育の一貫したプロセスを前提として、各大学が、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)や教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を踏まえ定める入学受入方針(アドミッション・ポリシー)に基づき、大学への入口段階で入学者に求める力を多面的・総合的に評価することを役割とするものである。</u></p> <p>このことを踏まえ、各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に判定する。その際、<u>各大学は、年齢、性別、国籍、家庭環境等に関して多様な背景を持った学生の受入れに配慮する。</u>あわせて、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)の教育を乱すことのないよう配慮する。</p> <p>能力・意欲・適性等の判定に当たっては、<u>学力を構成する特に重要な以下の三つの要素のそれぞれを適切に把握するよう十分留意する。</u>なお、高等学校の学科ごとの特性にも配慮する。</p> <p>① <u>基礎的・基本的な知識・技能(以下、「知識・技能」という。)</u></p> <p>② <u>知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力(以下、「思考力・判断力・表現力等」という。)</u></p> <p>③ <u>主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度(以下、「主体性・多様性・協働性」という。)</u></p> <p>また、各大学は、入学受入方針(アドミッション・ポリシー)を明確にするとともに、これに基づき、入学後の教育との関連を十分に踏まえた上で、入試方法の多様化、評価尺度の多元化に努める。</p>

27 年 度	28 年 度
<p>第2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー） 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）については、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて策定するものとし、それぞれの方針が緊密に関連し、連続したものとなるよう、求める学生像だけでなく、教育課程と入学者選抜で評価・判定するものとの関係性や入学志願者に求める能力とその評価方法についても明示するよう努めるものとする。</p> <p>また、高等学校で履修すべき科目や取得しておくことが望ましい資格等を列挙するなど「何をどの程度学んできてほしいか」をできる限り具体的に明示する。</p> <p>なお、明示する科目・資格等は、高等学校教育の内容・水準に十分配慮したものとする。</p> <p>第3 入試方法 1 入学者の選抜は、調査書の内容、学力検査、小論文・面接その他の能力・適性等に関する検査、資格・検定試験等の成績、その他大学が適当と認める資料により、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する入試方法（以下、「一般入試」という。）による。</p> <p>第5 調査書 2 各大学は、入学者の選抜に当たって、調査書を十分活用することが望ましい。</p> <p>3 各大学は、資格・検定試験の成績等のほか、弁論大会やボランティア活動の実績、海外留学等の多様な経験等を入学選抜に用いる場合は、調査書への記載方法を募集要項にできる限り具体的に記載する。</p> <p>第6 学力検査等 1 個別学力検査 (3) 各大学が個別学力検査の実施科目を定めるに当たっては、学習指導要領の趣旨も踏まえ、できるだけ多くの科目を出題し、選択解答させるよう配慮することが望ましい。</p> <p>(6) 旧教育課程履修者に対する「経過措置」に関する事項(記載内容は省略)。</p>	<p>第2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー） 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）については、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ、それぞれの方針が緊密に関連し、連続したものとなるよう留意して策定する。</p> <p><u>このために、各大学の特色や教育研究上の強み、社会的役割等を踏まえ、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）において、当該大学において育成を目指す人材像とそれに基づく学位授与の要件を明示するとともに、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）において、学位授与の要件を満たすために、どのような教育課程に基づきどのような学修を行うのかを明示するよう努める。</u></p> <p><u>さらに、これらを踏まえ、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、抽象的な「求める学生像」だけでなく、入学志願者に高等学校段階までにどのような力を培うことを求めるのか、そうした力をどのような基準・方法によって評価するのかなどについて可能な限り具体的に示す。その際、第1に示す三つの要素については、各大学の特色等に応じて具体的な評価方法や各要素の評価の重み付け等について検討の上、それぞれについて適切に評価するよう努める。</u></p> <p><u>あわせて、入学後の教育課程を踏まえ、高等学校で履修すべき科目や取得しておくことが望ましい資格等を列挙するなど「何をどの程度学んできてほしいか」をできる限り具体的に明示する。</u></p> <p>なお、明示する科目・資格等は、高等学校教育の内容・水準に十分配慮したものとする。</p> <p>第3 入試方法 1 入学者の選抜は、調査書の内容、学力検査、小論文、面接、<u>集団討論、プレゼンテーション</u>その他の能力・適性等に関する検査、<u>活動報告書、大学入学希望理由書及び学修計画書</u>、資格・検定試験等の成績、その他大学が適当と認める資料により、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する入試方法（以下、「一般入試」という。）による。</p> <p>第5 調査書 2 各大学は、入学者の選抜に当たって、<u>調査書を十分に活用する。</u></p> <p>3 各大学は、資格・検定試験の成績等のほか、弁論大会やボランティア活動の実績、海外留学等の多様な経験等を入学選抜に用いる場合は、<u>大学で評価する内容を、どのように調査書へ盛り込むのかといった記載方法等について募集要項にできる限り具体的に記載する。</u></p> <p>第6 学力検査等 1 個別学力検査 (3) 各大学が個別学力検査の実施科目を定めるに当たっては、<u>入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に基づき</u>、学習指導要領の趣旨も踏まえつつ、できるだけ多くの科目を出題し、選択解答させるよう配慮することが望ましい。</p> <p>※ <u>「経過措置」に関する事項（6）は削除。</u></p>

27 年 度	28 年 度
<p>4 資格・検定試験等の成績の活用</p> <p>(1) 入学志願者の能力・適性や学習の成果、活動歴等を多角的かつ客観的に評価する観点から、例えば、以下のとおり、学部等の特性及び必要に応じ信頼性の高い資格・検定試験等の活用を図ることが望ましい。</p> <p>① 入学志願者の外国語におけるコミュニケーション能力を適切に評価する観点から、実用英語技能検定(英検)やTOEFL等、「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能を測ることのできる資格・検定試験等の結果を活用する。</p> <p>第11 国立大学の入学者選抜</p> <p>国立大学の入学者選抜の日程等は次のとおりである。</p> <p>1 個別学力検査等の日程</p> <p>(1) 出願受付は、・・・(省略)。</p> <p>(2) 個別学力検査等の日程については、前期日程を・・・(省略)、後期日程を・・・(省略)。</p> <p>(3) 合格者の発表は、前期日程は・・・(省略)、後期日程は・・・(省略)。</p> <p>(4) 入学手続は、前期日程は・・・(省略)、後期日程は・・・(省略)。</p> <p>(5) 各大学は、合格者又は入学手続終了者が入学定員に満たない場合には、いずれの国立大学にも入学手続をとっていない者を対象として、平成27年3月28日以降第2次募集又は追加合格による欠員補充を行うことができる。</p> <p>2 各大学に対する出願方法</p> <p>入学志願者は、各大学が定める手続・方法等により、上記1の(1)による出願に当たっては、前期日程の大学・学部等から1つ、後期日程の大学・学部等から1つの合計2つの大学・学部等に出願することができる。</p> <p>なお、入学者選抜の実施に当たっては、以下の点に留意する。</p> <p>※ 以下、(1)「2段階選抜」/(2)「その他の留意事項」の記載内容は省略。</p> <p>第12 公立大学の入学者選抜</p> <p>公立大学の入学者の選抜に関しては、第11に掲げるところに準じて実施される。</p> <p>ただし、個別学力検査等の日程については、各大学の定めるところによる。</p> <p>第13 その他注意事項</p> <p>※ 「国際連携学科の入学者選抜」に関する記載事項なし。</p>	<p>4 資格・検定試験等の成績の活用</p> <p>(1) 入学志願者の能力・適性や学習の成果、活動歴等を多角的かつ客観的に評価する観点から、例えば、以下のとおり、学部等の特性及び必要に応じ信頼性の高い資格・検定試験等の活用を図ることが望ましい。</p> <p>① 入学志願者の外国語におけるコミュニケーション能力を適切に評価する観点から、<u>「英語力評価及び入学者選抜における資格・検定試験の活用促進について」(平成27年3月31日付け26文科初第1495号文部科学省初等中等教育局長・文部科学省高等教育局長通知)を踏まえ、実用英語技能検定(英検)やTOEFL等、「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能を測ることのできる資格・検定試験等の結果を活用する。</u></p> <p>第11 国立大学の入学者選抜</p> <p><u>国立大学の入学者選抜の日程等は、国立大学協会の定める実施要領及び実施細目に基づき実施される。</u></p> <p>第12 公立大学の入学者選抜</p> <p><u>公立大学の入学者選抜の日程等は、公立大学協会の定める実施要領及び実施細目に基づき実施される。</u></p> <p>第13 その他注意事項</p> <p>5 国際連携学科の入学者選抜 (※ 新規掲載事項)</p> <p>(1) <u>外国の大学と連携して教育研究を実施するための学科(以下、「国際連携学科」という。)の学生は、我が国の大学と国際連携学科において連携して教育研究を実施する1以上の外国の大学(以下、「連携外国大学」という。)との二重在籍となることから、学校教育法その他関係法令に規定する我が国の大学への入学資格を満たすとともに、あわせて、連携外国大学における入学資格についても満たす必要があることに留意する。</u></p> <p>(2) <u>国際連携学科の入学者選抜は、本要項を踏まえるとともに、国際連携学科の入学者選抜の実施方法等について、我が国の大学と連携外国大学との協議により定め、適切に実施する。</u></p> <p><u>特に、入学者選抜の実施方法等については、入学志願者保護の観点から可能な限り早期の周知に努める。</u></p>